

## 令和3年度からの個人住民税の主な改正点

令和3年度（令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入）の個人住民税から適用される改正点をお知らせします。

1. 給与所得控除の改正
2. 公的年金等控除の改正
3. 基礎控除の改正
4. 扶養控除等の所得金額要件の見直し
5. ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正
6. 所得金額調整控除の創設
7. 調整控除の改正
8. 非課税の範囲の改正
9. 個人住民税の新たな非課税措置の創設

### 1. 給与所得控除の改正

- 給与所得控除を10万円引き下げ
- 控除額の上限が適用される給与等の収入額を1000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引き下げ

改正後

給 与 所 得 速 算 表	
給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円から1,618,999円	「給与等の収入金額-550,000円」で求めた金額
1,619,000円から1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円から1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円から1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円から1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円から1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って「 $A \times 2.4 + 100,000$ 円」で求めた金額
1,800,000円から3,599,999円	千円未満を切り捨てる「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」で求めた金額
3,600,000円から6,599,999円	（算出金額：A）「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」

	で求めた金額
6,600,000 円から 8,499,999 円	「給与等の収入金額×0.9-1,100,000 円」で求めた金額
※8,500,000 円以上	「給与等の収入金額-1,950,000 円」で求めた金額

※給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、

次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1)特別障害者に該当する
- (2)22 歳以下の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4)特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除= (給与等の収入金額-850 万円) ×0.1

なお、給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円

改正前

給 与 所 得 速 算 表		
給与等の収入金額	給与所得の金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円から 1,618,999 円	「給与等の収入金額-650,000 円」で求めた金額	
1,619,000 円から 1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円から 1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円から 1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円から 1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000 円から 1,799,999 円	給与等の収入金額を 「4」で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	
1,800,000 円から 3,599,999 円		「A×2.4」で求めた金額 「A×2.8-180,000 円」 で求めた金額
3,600,000 円から 6,599,999 円		「A×3.2-540,000 円」 で求めた金額
6,600,000 円から 8,499,999 円	「給与等の収入金額×0.9-1,200,000 円」で求	

	めた金額
8,500,000 円から 9,999,999 円	「給与等の収入金額×0.95-1,700,000 円」で求めた金額
10,000,000 円以上	「給与等の収入金額-2,200,000 円」で求めた金額

## 2. 公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除を 10 万円引き下げ
- 公的年金等の収入金額が 1000 万円以上の控除額に 195.5 万円の上限を設定
- 公的年金等以外の所得金額が 1000 万円を超える場合は控除額を引き下げ

改正後

公 的 年 金 等 雑 所 得 速 算 表				
年 金 受 給 者 の 年 齢	公 的 年 金 等 の 収 入 金 額	公 的 年 金 等 雑 所 得 の 金 額		
		公 的 年 金 等 雑 所 得 以 外 の 所 得 に 係 る 合 計 所 得 金 額		
		1,000 万円以下の場 合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場 合	2,000 万円を超える 場 合
65 歳以 上	3,300,000 円未満	「収入金額 - 1,100,000 円」で求めた金額	「収入金額 - 1,000,000 円」で求めた金額	「収入金額-900,000 円」で求めた金額
	3,300,000 円から 4,099,999 円	「収入金額×0.75-275,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.75-175,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.75-75,000 円」で求めた金額
	4,100,000 円から 7,699,999 円	「収入金額×0.85-685,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.85-585,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.85-485,000 円」で求めた金額
	7,700,000 円から 9,999,999 円	「収入金額×0.95-1,455,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.95-1,355,000 円」で求めた金額	「収入金額×0.95-1,255,000 円」で求めた金額
	10,000,000 円以上	「収入金額 - 1,955,000 円」で求めた金額	「収入金額 - 1,855,000 円」で求めた金額	「収入金額 - 1,755,000 円」で求めた金額
65 歳未	1,300,000 円未満	「収入金額-600,000	「収入金額-500,000	「収入金額-400,000

満		円」で求めた金額	円」で求めた金額	円」で求めた金額
	1,300,000 円から 4,099,999 円	「収入金額×0.75- 275,000 円」で求めた 金額	「収入金額×0.75- 175,000 円」で求めた 金額	「収入金額×0.75- 75,000 円」で求めた 金額
	4,100,000 円から 7,699,999 円	「収入金額×0.85- 685,000 円」で求めた 金額	「収入金額×0.85- 585,000 円」で求めた 金額	「収入金額×0.85- 485,000 円」で求めた 金額
	7,700,000 円から 9,999,999 円	「収入金額×0.95- 1,455,000 円」で求め た金額	「収入金額×0.95- 1,355,000 円」で求め た金額	「収入金額×0.95- 1,255,000 円」で求め た金額
	10,000,000 円以 上	「収入金額 - 1,955,000 円」で求め た金額	「収入金額 - 1,855,000 円」で求め た金額	「収入金額 - 1,755,000 円」で求め た金額

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除= (給与所得+公的年金等雑所得) -10 万円

なお、給与所得及び公的年金雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円

(参考)

※65 歳以上

令和 3 年度課税 (令和 2 年分所得) : 昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれ

※65 歳未満

令和 3 年度課税 (令和 2 年分所得) : 昭和 31 年 1 月 2 日以降生まれ

改正前

公的年金等雑所得速算表		
年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65 歳以上	3,300,000 円未満	「収入金額-1,200,000 円」で求めた金額
	3,300,000 円から 4,099,999 円	「収入金額×0.75-375,000 円」で求めた金額

	4,100,000 円から 7,699,999 円	「収入金額×0.85-785,000 円」で求めた金額
	7,700,000 円以上	「収入金額×0.95-1,555,000 円」で求めた金額
65 歳未 満	1,300,000 円未満	「収入金額-700,000 円」で求めた金額
	3,300,000 円から 4,099,999 円	「収入金額×0.75-275,000 円」で求めた金額
	4,100,000 円から 7,699,999 円	「収入金額×0.85-785,000 円」で求めた金額
	7,700,000 円以上	「収入金額×0.95-1,555,000 円」で求めた金額

### 3.基礎控除の改正

- 基礎控除を 10 万円引き上げ
- 合計所得金額が 2400 万円超の場合は 3 段階で逡減し、2500 万円を超える場合は適用外とする

改正後		改正前	
合計所得金額	基礎控除		基礎控除
2,400 万円以下	43 万円	一律	33 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円		
2,500 万円超	0 円		

### 4.扶養控除等の所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養親族等の合計所得金額要件も見直されます。

各要件については以下の表のとおりです。

要件等	改正後	改正前
-----	-----	-----

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額 48 万円以下	合計所得金額 38 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額 48 万円超 133 万円以下	合計所得金額 48 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額 75 万円以下	合計所得金額 65 万円以下

## 5.ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額 500 万円以下）を設定
- 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載があるかたは対象外

### （改正後：ひとり親控除・寡婦控除）

本人 女性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得（円）	500 万 以下	500 万 円超	500 万 以下	500 万 円超	500 万 以下	500 万 円超
	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」 有り	26	—	26	—	—	—
	扶養親族：無し	26	—	—	—	—	—

本人 男性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得（円）	500 万 以下	500 万 円超	500 万 以下	500 万 円超	500 万 以下	500 万 円超
	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」	—	—	—	—	—	—

	有り						
	扶養親族：無し	—	—	—	—	—	—

(改正前：寡婦（夫）控除)

本人女性	配偶者関係	死別		離別	
	本人合計所得（円）	500 万以下	500 万円超	500 万以下	500 万円超
	扶養親族：「子」有り	30	26	30	26
	扶養親族：「子以外」有り	26	26	26	26
	扶養親族：無し	26	—	—	—

本人男性	配偶者関係	死別		離別	
	本人合計所得（円）	500 万以下	500 万円超	500 万以下	500 万円超
	扶養親族：「子」有り	26	—	26	—
	扶養親族：「子以外」有り	—	—	—	—
	扶養親族：無し	—	—	—	—

## 6.所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます

- (1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合
1. 特別障害者に該当する
  2. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
  3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万

円) ×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

## 7.調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用外とする

## 8.非課税の範囲の改正

非課税を判定する所得に10万円を加算 (改正は下線部)

- 「均等割」「所得割」ともに課税されない方
  1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた (賦課期日現在)
  2. 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の※合計所得金額が125万円 + 10万円以下であるかた (給与所得の場合は、給与収入2,043,999円以下のかたが該当)
  3. 前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下であるかた
    - (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 21 \text{万円} + \underline{10 \text{万円}}$
    - (2) 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
 $28 \text{万円} + \underline{10 \text{万円}} = 38 \text{万円}$
- 「所得割」が課税されない方  
前年の※総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下であるかた
  - (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32 \text{万円} + \underline{10 \text{万円}}$
  - (2) 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
 $35 \text{万円} + \underline{10 \text{万円}} = 45 \text{万円}$

(参考)

※合計所得金額とは、総合所得と分離課税所得で損益通算して、総合課税の長期譲渡所得と一時所得のそれぞれ2分の1した合計額

※総所得金額等とは、合計所得金額から純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除を行った額

(分離課税の譲渡所得特別控除前)

## 9.個人住民税の新たな非課税措置の創設

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、児童扶養手当受給者に限定せず、前年の合計所得金額が 135 万円以下のひとり親について、個人住民税を非課税とする。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載のあるかたは対象外

高野町役場 税務課 個人住民税担当  
電話 0 7 3 6 - 5 6 - 3 0 0 0 (代)